

各務原市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和6年度第1回定期監査・行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を公表する。

令和6年9月25日

各務原市監査委員 五 島 浩 利

各務原市監査委員 檜 谷 清 美

各務原市監査委員 五十川 玲 子

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査・行政監査

2. 監査の実施日及び場所

令和6年4月17日から令和6年9月25日まで
各務原市産業文化センター8階第1特別会議室ほか
（各務原市那加桜町2丁目186番地）

3. 監査の対象

主として令和5年度の水道事業会計・下水道事業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行全般

4. 監査の主な実施内容及び着眼点

各務原市監査基準に基づき、事務事業の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて、収入伝票、収入調定兼収入伝票、支出伝票、支出負担行為決議書兼支出伝票兼振替伝票、契約書等の関係書類を確認するとともに、関係職員に質問して回答又は説明を求める等の方法により実施した。なお、主な着眼点は、次のとおりである。

事業管理	・事業収支は、事業目的に照らし、適切か。 ・事業は、計画的に執行されているか。 ・企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されているか。 等
経営管理	・経営成績及び財政状態は、良好か。 ・料金の収納状況は、良好か。また、滞納整理事務は、適切に行われているか。 等
事務管理	・公印は、厳正に管理されているか。 ・個人情報等の管理は、徹底されているか。 等

第2 監査の結果

水道事業及び下水道事業の財務に関する事務の執行等については、法令に適合し、正確に行われており、また概ね合理的かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、軽微な事項については、その都度、口頭で留意を促し、指摘事項及び要望事項については、次のとおりである。

【指摘事項】（措置を講ずることを求める事項）

下水道事業

（1）不納欠損処分について

下水道使用料の不納欠損処分のうち、使用者の死亡による2件については相続人調査を実施していないとのことであった。滞納者の死亡によって相続が開始し、相続人は、相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継することになるため、死亡した滞納者の下水道使用料の納付義務も当然に承継される。

したがって、本来納付義務のある者が存在する可能性があるにもかかわらず、十分な相続人調査を実施していない状況は不適切であるので、是正されたい。

（2）下水道使用料の徴収事務の委任について

下水道使用料の徴収事務を水道事業に委託（委任）しているが、これに関する協定書を、下水道事業が公営企業会計に移行する際の令和2年4月1日付けで変更している。

しかしながら、変更前の協定書は、「市長部局の各務原市長」と「各務原市水道事業の管理者の権限を行う市長」が締結したものであるから、「各務原市水道事業の管理者の権限を行う市長」と「各務原市下水道事業の管理者の権限を行う市長」でこの協定書を変更することはできない。令和2年4月1日付けで、下水道使用料の徴収事務を地方公営企業法の規定に基づき、新たに「各務原市下水道事業の管理者の権限を行う市長」が「各務原市水道事業の管理者の権限を行う市長」に委任する必要があったと考える。

したがって、この協定の変更は、適切な手法とは言えないので、今後速やかに、下水道使用料の徴収事務の委任に関し、適切な措置を講じられたい。

【要望事項】

水道事業

(1) 水の安定的な供給について

令和5年度においては、水道施設及び管路の計画的な更新、耐震化、維持管理などを実施し、水を安定的に供給することができるよう事業の推進に努めるとともに、健全な経営に努められた。

一方、三井水源地の有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の数値が令和2年11月の水質検査において、国が示す暫定目標値（50ng/L以下）を超過していたことが令和5年7月に明らかとなった。水道法による検査義務はなく、水質基準は全て遵守していたこと、十分な対応策がない状態での公表はかえって市民への不安を煽る恐れがあるとのことなどから、濃度の高い取水井の停止、濃度の低減策の検討等を優先して行っていたとのことだが、結果的に公表までに相当な期間を要したことは、大変遺憾であると言わざるを得ない。

現在は、第一期工事による曝気槽を利用した活性炭による浄化対策をはじめ、中期的対策として三井水源地での水質改善処理施設、長期的対策として新たな水源も視野に入れた検討など、さまざまな対策を進めている。

今後も引き続き健全経営に努め、安定的な水道水の供給のために必要な施策を実施するとともに、市民等への情報提供にも努められ、水道事業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応した事業経営に取り組まれたい。

（２）債権の適正な管理について

水道料金などの未納分に関しては、督促状の送付や給水停止などの処分を実施し、その解消に努められている。使用者の死亡や居所不明等により、やむを得ず不納欠損処分を行う場合には、公平性の観点からも、相続人調査や住民登録情報等の照会など十分かつ適切な調査を実施し、適正な債権管理に努められたい。

（３）有収率の向上について

有収率については、令和元年度以降、減少傾向が続いている。有収率の改善は、経営の安定・水資源の有効活用・環境負荷の軽減の観点からも重要であるため、効果的な漏水調査の実施、漏水箇所の早期修繕などに積極的に取り組み、引き続き有収率の向上に努められたい。

（４）公用車による交通事故防止について

令和５年度は、交差点における接触事故、車両の操作誤りによる事故など、４件の交通事故が発生した。公用車の運転等に関し、日頃から注意喚起を行っていると考えるが、今後も事故の際の適切な対応はもちろんのこと、安全運転の周知徹底、車両の定期的な点検、実際に発生した事故状況の共有化を図るなど、十分な安全対策に努め、交通事故防止を図られたい。

（５）委託事業者の検針員による交通事故について

検針員が定例検針作業中に、検針先の企業の敷地内において、チェーンポールに車両を接触させたにもかかわらず、そのまま立ち去る事例があった。検針員の教育については、委託事業者において勉強会や検針員への個別面談による指導を行っているとのことであるが、再発防止のため、検針員に対する適切な研修・指導が継続的に行われるよう、委託事業者に対し徹底されたい。

下水道事業

（１）下水道サービスの安定的かつ持続的な提供について

令和５年度においては、営業収益が増加したことなどにより、一般会計からの繰入れが減少し、自主財源が増加したことは評価できる。

下水道事業の経営は、独立採算制を基本原則としているが、現在の世帯普及率や将来的な人口の減少などを勘案すると、今後の大幅な下水道の普及及び下水道

使用料収入の増加を見込むことは期待できない。一方で、施設及び管渠の更新・維持管理に必要な費用は増大していくことが見込まれるため、「各務原市下水道事業経営戦略」及び「各務原市下水道ストックマネジメント基本計画」に基づき、計画的・安定的な経営に取り組まれない。

（２）公用車による交通事故防止について

令和５年度は、優先道路を走行中に相手方の車両が接触してきた１件の交通事故が発生した。この事故については、市の過失割合は低いものであったが、今後も事故の際の適切な対応はもちろんのこと、安全運転の周知徹底、車両の定期的な点検、実際に発生した事故状況の共有化を図るなど、十分な安全対策に努め、交通事故防止を図られたい。